

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次中「第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二一第三十条の二十五）」を「第四章の二 本人確認情報の処理及び利用 第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の二一第三十条の二十四）等（第三十条の二一第三十条の三十二）」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第一条中「又は「転出」を「、「転出」、「外国人住民」、「中長期在留者」、「特別永住者」、「一時庇護許可者」、「仮滞在許可者」、「出生による経過滞在者」又は「国籍喪失による経過滞在者」」に、「又は法第二十四条」を「、法第二十四条又は法第三十条の四十五」に、「又は転出」を「、転出、外国人住民、中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」に改める。</p> <p>第八条の次に次の一条を加える。</p> <p>（日本の国籍の取得又は喪失による住民票の記載及び消除）</p> <p>第八条の二 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有しない者が日本の国籍の取得をしたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票（次項において「日本人住民としての住民票」という。）を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、</p>	<p>目次中「第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二一第三十条の二十五）」を「第四章の二 本人確認情報の処理及び利用 第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の二一第三十条の二十四）等（第三十条の二一第三十条の三十二）」に改める。</p> <p>第一条中「又は「転出」を「、「転出」、「外国人住民」、「中長期在留者」、「特別永住者」、「一時庇護許可者」、「仮滞在許可者」、「出生による経過滞在者」又は「国籍喪失による経過滞在者」」に、「又は法第二十四条」を「、法第二十四条又は法第三十条の四十五」に、「又は転出」を「、転出、外国人住民、中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」に改める。</p>

その者の法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項を記載した住民票（次項において「外国人住民としての住民票」という。）（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する者が日本の国籍を失つたときは、その者の外国人住民としての住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項の記載をするとともに、その者の日本人住民としての住民票（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

（略）

第十一条中「法」の下に「第四章又は法第四章の三」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第十二条第一項中「法」の下に「第四章又は法第四章の三」を加え、同条第一項第三号中「同条第十項」を「同条第十四項」に改める。

第十三条第一項中「届出」の下に「（以下「転出届」という。）」を加える。

第十五条の三第二項中「住民票に記載されている同条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで及び第十三号に掲げる事項」を「当該請求があつた事項を含む。」に改める。

第二十四条第一項中「法第二十四条の規定による届出」を「転出届」に、「付記転出届（法第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をいう。第二十四条の三、第三十条の二十一及び第三十条の二十三において同じ。）若しくは世帯員に関する付記転出届（法第二十四条の二第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をいう。第二十四条の三において

同じ。）があつた」を「法第二十四条の二第一項本文若しくは同条第二項本文の規定の適用を受ける」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十四条の三第一項第一号中「付記転出届」を「転出届」に改め、法第二十四条の二第一項に規定する」を削り、「転入届」の下に「（法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号「付記転出届」を「転出届」に改め、「法第二十四条の二第一項に規定する」を削り、同項に次の一号を加える。

三 最初の転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による住民基本台帳カード（同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）の提出がされなかつた場合

第二十四条の三第二項第一号中「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に、「者」を「世帯員（法第二十四条の二第二項に規定する世帶員をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「法第二十四条の二第二項に規定する」を削り、「転入届」の下に「（同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に、「者」を「世帶員」に改め、「法第二十四条の二第二項に規定する」を削り、同項に次の一号を加え、同条を第二十四条の二とする。

三 最初の世帯員に関する転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主の住民基本台帳カードの提出がされなかつた場合

（略）

第二十四条の三第一項第一号中「付記転出届」を「転出届」に改め、法第二十四条の二第二項に規定する」を削り、「転入届」の下に「（法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。以下この項並びに第三十条の二十第二号及び第三号において同じ。）」を加え、同項第二号「付記転出届」を「転出届」に改め、「法第二十四条の二第一項に規定する」を削り、同項に次の一号を加える。

三 最初の転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による住民基本台帳カード（同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）の提出がされなかつた場合

第二十四条の三第二項第一号中「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に、「者」を「世帯員（法第二十四条の二第二項に規定する世帶員をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「法第二十四条の二第二項に規定する」を削り、「転入届」の下に「（同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号中「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に、「者」を「世帶員」に改め、「法第二十四条の二第二項に規定する」を削り、同項に次の一号を加え、同条を第二十四条の二とする。

三 最初の世帯員に関する転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主の住民基本台帳カードの提出がされなかつた場合

（二十四条の四に次の一号を加え、同条を第二十四条の三とする。）

七 住民基本台帳カードの交付を受けている者については、当該住民基本台帳カードの発行の日、有効期間が満了する日その他住民基本

台帳カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの

第二十六条中「法」の下に「第四章又は法第四章の三」を加える。

第二十七条第一号中「届出」の下に「（以下「転入届」という。）並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。）」を加え、同号ハ中「被保険者証をいう。

この条及び第三十条において同じ。）」を「被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）又は国民健康保険の被保険者資格証明書（同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）のいずれか」に、「被保険者資格証明書（同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。この条及び第三十条において同じ。）」を「被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書の記号及び番号」を加え、同条第二号中「法第二十四条」を「のいづれも」に改め、「その旨」の下に「並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号」を加え、同条第二号中「（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）」を、「被保険者証」の下に「又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいづれか」を加え、「被保険者資格証明書」を「被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいづれも」に改め、「その旨」の下に「並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号」を加え、同条に次の一号を加える。

三 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等（法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等をいう。）の下に「（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）」を、「被保険者証」の下に「又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいづれか」を加え、「被保険者資格証明書」を「被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいづれも」に改め、「その旨」の下に「並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号」を加え、同条に次の一号を加える。

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日
　　る事項

口 その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

第二十七条の二第一号中「法第二十二条の規定による届出」を「転入届」に改め、「除く。」の下に「並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。）」を加え、同号口中「次号」を「以下この条」に、「その旨」を「その記号及び番号」に改め、同条第二号中「法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出」を「転居届、転出届及び世帯変更届」に、「その旨」を「その記号及び番号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有する場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合は、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その記号及び番号

第二十七条の三を次のように改める。

（介護保険の被保険者である者に係る付記事項）

第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。） 介護保険の被保険者

の資格を有する旨

二 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者証（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。次号及び第三十条において同じ。）の番号

三 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 介護保険の被保険者となつた年月日

ロ 介護保険の被保険者証の番号

第二十八条第一号中「法第二十二条の規定による届出」を「転入届及び法第三十条の四十六の規定による届出」に改め、同号イ及びロ中「規定する者」の下に「又は第三十条の四十六の規定による届出を行う者」を加え、同条第二号中「法第二十三条又は法第二十四条の規定による届出」を「転居届及び転出届」に改め、同条に次の一号を加える。

三 法第三十条の四十七の規定による届出 次に掲げる事項

イ 中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ロ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ハ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

第二十九条の見出し中「附記事項」を「付記事項」に改め、同条中「法第二十三条又は法第二十四条の規定による届出」を「転居届及び転出届」に改める。

第三十条中「第二十九条の二」を「第二十九条」に改める。

第三十条の三中「法第三十条の四十四第一項に規定する」及び「（以下「住民基本台帳カード」という。）」を削る。

第三十条の五第二号中「法第二十四条の規定による届出」を「転出届」に改める。

第三十条の十二の見出し中「記録事項」を「記載事項」に改め、同条中「記録された」を「記載された」に改める。

第三十条の十五第一項中「市町村長」を「法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長（以下この章において「住所地市町村長」という。）」に改め、同条第一項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改める。

第三十条の十七を削る。

第三十条の十八第一項中「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長（以下「交付市町村長」という。）」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「第三十条の十六」を「前条」に改め、同条を第三十条の十七とする。

第三十条の十九中「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条を第三十条の十八とする。

第三十条の二十中「第三十条の四十四第五項」を「第三十条の四十四第八項」に、「第三十条の二十三第一項第二号」を「第三十条の二十一第一項第二号」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条を第三十条の十九とする。

第三十条の二十一の見出しを「（住民基本台帳カードが失効する場合

）に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三十条の四十四第九項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第三十条の二十一第一号中「者が」の下に「国外に」を加え、「（付記転出届をしたときを除く。）」を削り、同条第二号中「付記転出届」を「転出届」に改め、「場合において」の下に「当該者が最初の転入届を行うことなく」を加え、同条第七号を削り、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「転出をし、」を「転出届（国外への転出に係るもの）を除く。」に基づき当該住民票が消除されたとき」に、「又は」を「、第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき又は第一号若前二号」を「第一号若しくは前二号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、当該者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又は当該者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

第三十条の二十一第八号中「第三十条の十八第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、同条第九号中「返納された住民基本台帳カード」を「次条第四項の規定により返納された住民基本台帳カード」に改め、同条第十号中「次条第一項」を「第三十条の二十二第一項」に改め、同条を第三十条の二十とする。

第三十条の二十二を削る。

第三十条の二十三第一項中「第三十条の四十四第六項」を「第三十条の四十四第十項」に改め、同項第一号中「第三十条の二十一第一号、第

二号又は第四号から第七号までの規定の「いずれか」を「前条第三号又は第七号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 次条第一項の規定により返納を命ぜられたとき。

第三十条の二十三第二項中「者は、」の下に「住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合又は」を加え、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当した場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面添えて、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれら規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を備える市町村の市町村長（第三十条の二十四第二項及び第五項において「直前の住所地市町村長」という。）に遅滞なく返納しなければならない。

第三十条の二十三第四項を削り、同条第五項中「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第三十条の二十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（住民基本台帳カードの返納命令）

第三十条の二十二 住所地市町村長は、住民基本台帳カードの法第三十条の四十四第三項の規定による交付又は同条第六項の規定による返還が錯誤に基づき、又は過失によつてされた場合において、当該住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。

2 住所地市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受け

ている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

第三十条の二十四を第三十条の二十三とする。

第三十条の二十五第一項中「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「、第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長、直前の住所地市町村長、転出地市町村長又は転入地市町村長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、同条を第三十条の二十四とする。

2 直前の住所地市町村長は、住民基本台帳カードがその効力を失つたことを知つた場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 法第二十四条の二第三項に規定する転出地市町村長（第五項において「転出地市町村長」という。）は、同条第三項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第九条第一項の規定による通知を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 法第二十四条の二第三項に規定する転入地市町村長（次項において「転入地市町村長」という。）は、住民基本台帳カードに法第三十条の四十四第六項に規定する措置を講じた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

第四章の二の次に次の二章を加える。

第四章の三 外国人住民に関する特例

第四章の二の次に次の二章を加える。

第四章の三 外国人住民に関する特例

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の二十五 外国人住民に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

- 一 次条第一項に規定する通称
- 二 第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の二十六 外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称）であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条及び次条において「住所地市町村長」という。）に、通称として記載を求める呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載しなければならない。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

- 一 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合

転出証明書

に記載された通称

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合 法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称

4| 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

5| 住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときはその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

6| 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出について準用する。

7| 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第十一條第一項	住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで	住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令
----------	------------------------	--------------------------------------

法第三十条の五十 第四項	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項	氏名	事項	第十四号までに掲げる事項	氏名	事項	第十四号までに掲げる事項	氏名又は通称	事項	第十四号までに掲げる事項	二号、第三号	事項のうち第七条第一号から第三号まで	第三号	並びに第七条第二号	三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。」	(昭和四十二年政令第二百九十二条) 第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。」
法第三十条の五十 第四項	第一号に掲げる事項	第一号に掲げる事項 を除く。)	第十四号に掲げる事項 項については、通称	氏名又は通称	第十四号に掲げる事項 (同号に掲げる事	通称を除く。)	第十四号に掲げる事 項については、通称	第十四号に掲げる事 項(同号に掲げる事	通称を除く。)	第十四号に掲げる事 項については、通称	二号、第三号	事項のうち第七条第一号から第三号まで	第三号	並びに第七条第二号	三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。」	(昭和四十二年政令第二百九十二条) 第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。」		

				替えて適用される
2	第一号から第三号まで	第一号に掲げる事項 及び通称並びに同条 第二号、第三号	第一号から第三号まで	第二十三條第二項 及び第二十四条の三
	第三十条の三十二 の規定により読み 替えて適用される	第三十条の五第三 号	第三十条の十二 次条及び第三十条の十 五において「交付申請 者」という。)がその 者	第三十条の二十七 住所地市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当 該各号に定める事項（以下この条において「通称の記載及び削除に する事項」という。）を当該外国人住民に係る住民票に記載しなけれ ばならない。
	（外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載 等）		以下「交付申請者」 といふ。）に係る住 民票に記載された通 称のほか、交付申請 者がその者	
市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住 民票に記載した市町村名及び年月日を削除した場合	一 外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合（前条第三項の規 定による場合を除く。） 当該通称を記載した市町村名（特別区に あつては、区名。次号において同じ。）及び年月日	二 外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合 当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日		

民票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する事項を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

一 外国人住民が転出証明書添えて転入届をした場合 転出証明書に記載された通称の記載及び削除に関する事項

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合 法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称の記載及び削除に関する事項

3|

外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載されている場合におけるこの政令の規定の適用については、第三十条の三十二条の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項（第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。第二十四条の三において同じ。）」と、第三十条の三十二条の規定により読み替えて適用される第二十四条の三中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項」とする。

（外国人住民の世帯主との統柄の変更の届出を要しない場合）

第三十条の二十八 法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合
二 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

（外国人住民の世帯主との統柄の変更の届出を要しない場合）

第三十条の二十五 法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合
二 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

第三十条の二十九 法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合

二 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）。

三 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）

四 前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又は転居届をする場合（当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。）その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができると市町村長が認めるとき。

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例)

第三十条の三十 外国人住民（中長期在留者のうち出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者（以下この項において「永住者」という。）及び特別永住者を除く。次項において同じ。）に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者（永住者を除）

— 住民基本台帳カードの発行の日か

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

第三十条の二十六 法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合

二 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）。

三 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）

四 前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又は転居届をする場合（当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。）その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができると市町村長が認めるとき。

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例)

第三十条の二十七 外国人住民（中長期在留者のうち出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者（以下この条において「永住者」という。）及び特別永住者を除く。次項において同じ。）に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者（永住者を除）

— 住民基本台帳カードの発行の日か

く。)

ら入管法第十九条の三に規定する
在留カード（総務省令で定める場
合にあつては、総務省令で定める
書類）に記載されている在留期間
の満了の日まで

一時庇護許可者又は仮滞在許
可者

住民基本台帳カードの発行の日か
ら入管法第十八条の二第四項に規
定する上陸期間又は入管法第六十
一条の二の四第二項に規定する仮
滞在許可書に記載されている仮滞
在期間を経過する日まで

出生による経過滞在者又は国
籍喪失による経過滞在者

住民基本台帳カードの発行の日か
ら出生した日又は日本の国籍を失
つた日から六十日を経過する日ま
で

2 外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定
を適用する場合には、同項中「交付される住民基本台帳カードの有効
期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付さ
れた住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十七第三項の規定
により読み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、
同項の表中「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基
本台帳カード」とする。

（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通
知の方法）

第三十条の三十一 法第三十条の五十の規定による通知は、法務大臣の
使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて法務大臣が市町村長

く。)

ら入管法第十九条の三に規定する
在留カード（総務省令で定める場
合にあつては、総務省令で定める
書類）に記載されている在留期間
の満了の日まで

一時庇護許可者又は仮滞在許
可者

住民基本台帳カードの発行の日か
ら入管法第十八条の二第四項に規
定する上陸期間又は入管法第六十
一条の二の四第二項に規定する仮
滞在許可書に記載されている仮滞
在期間を経過する日まで

出生による経過滞在者又は国
籍喪失による経過滞在者

住民基本台帳カードの発行の日か
ら出生した日又は日本の国籍を失
つた日から六十日を経過する日ま
で

2 外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定
を適用する場合には、同項中「交付される住民基本台帳カードの有効
期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付さ
れた住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十七第三項の規定
により読み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、
同項の表中「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基
本台帳カード」とする。

に使用させる電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の三十一　外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の二十八 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			第一号
		第十五条の三第三項 一項第四号	第十五条の三第三項 一項第四号
	又は第十三号	記録をしたとき、又は 法第九条第二項	記録をしたとき、又は 法第九条第二項
	及び第六号から第八号 までに掲げる事項（同 条第四号又は第十三号）	若しくは第十三号に掲 げる事項、法第三十条 の四十五に規定する国 籍等又は同条の表の下 欄	若しくは第十三号に掲 げる事項、法第三十条 の四十五に規定する国 籍等又は同条の表の下 欄
の下欄	、第七号及び第八号に 掲げる事項並びに法第 三十条の四十五に規定 する外国人住民となつ た年月日（法第七条第 四号若しくは第十三号 に掲げる事項、法第三 十条の四十五に規定す る国籍等又は同条の表	法第三十条の五十 法第三十条の五十	受理したとき、又は法 第九条第二項若しくは 第九条第二項若しくは 受理したとき、又は法

(略)										
	第二十二条	及び戸籍の表示	法第三十条の四十	五に規定する国籍等及び同条の表の下欄に掲げる事項	第五号まで及び第十三号	第二十三条第二項及び第二十四	第二十三条第二項及び第二十四	第二十三条第二項及び第二十四	第二十二条	及び戸籍の表示
	第三十条の五第 三号及び第四号	第三十条の五第 二号	第三十条の五第 二号	第三十条の記載を行つた旨	第三十条の記載を行つた旨	第三十条の記載を行つた旨	第三十条の記載を行つた旨	第三十条の記載を行つた旨	第三十条の記載を行つた旨	第三十条の記載を行つた旨
	住民票の記載の修正を行つた旨	住民票の消除を行つた旨	住民票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民票の消除を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載を行つた旨

第三十条の —住所地市町村長 —その者が記録されている										
	第二十二条	及び戸籍の表示	法第三十条の四十五	に規定する国籍等及び同条の表の下欄に掲げる事項	第五号まで及び第十三号	第二十三条第二項及び第二十四	第二十三条第二項及び第二十四	第二十三条第二項及び第二十四	第二十二条	及び戸籍の表示
	第三十一条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項から第三項まで」と改め、「第三十条の三第三項び第四項、」の下に「法第三十条の四十五から第三十条の四十八まで並びに」を加え、同条第二項の表第三十条の四十四第一項及び第二項の項中「及び第二項」を削り、「住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「者は」に、「住民基本台帳を作成した」を「者は、その者が記録している住民基本台帳を作成した」に改め、「市長」を削り、同項の次に次のように加える。									
	第三十一条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項から第三項まで」と改め、「第三十条の三第三項び第四項、」の下に「法第三十条の四十五から第三十条の四十八まで並びに」を加え、同条第二項の表第三十条の四十四第一項及び第二項の項中「及び第二項」を削り、「住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「者は」に、「住民基本台帳を作成した」を「者は、その者が記録している住民基本台帳を作成した」に改め、「市長」を削り、同項の次に次のように加える。									

第三十二条第一項中「第三十条の四」の下に「、第三十条の二十六第

第三十二条第一項中「第三十条の四」の下に「、第三十条の二十五並	第三十条の五十	第三十条の四十四第十項	第三十条の四十四第七項及び第八項	第三十六条の項を次のように改める。	第四十四第二項
	市町村の市町村長	住民基本台帳を備える	当該住民基本台帳カードを	その旨を 必要な措置を講じ	市町村長 、最初の転入届を受けた区長を経由して、市長
第三十二条第一項中「第三十条の四」の下に「、第三十条の二十六第	区長	住民基本台帳を作成した	当該住民基本台帳カードを、その者が記録している住民基本台帳を作成した区長を経由して、	その旨を、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、 必要な措置を講じ、最初の転入届を受けた区長を経由して	市町村長 区長を経由して、住所地

三項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十八並びに第三十条の二十九」を加え、同条第二項の表第三十条の十七の項を削り、同表第三十条の十八第一項の項中「第三十条の十八第一項」を「第三十条の二十八第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十条の 十八第一項	住所地市町村長
	その者が記録されている 住民基本台帳を作成した 区長を経由して、住所地
第三十条の 十八第二項	その者に対し、その者が 記録している住民基本 台帳を作成した区長を経 由して

(略)

びに第三十条の二十六」を加え、同条第二項の表第三十条の十七の項を削り、同表第三十条の十八第一項の項中「第三十条の十八第一項」を「第三十条の二十一第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十条の 十八第一項	住所地市町村長
	その者が記録されている 住民基本台帳を作成した 区長を経由して、住所地
第三十条の 十八第二項	その者に対し、その者が 記録している住民基本 台帳を作成した区長を経 由して

第三十条の 二十一第三 項	当該住民基本台帳カードを
	当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のい ずれかに該当する際にそ の者が記録されていた住 民基本台帳を作成した区

第三十二条第二項の表第三十条の二十三第三項の項を削り、同表第三十条の二十三第五項の項中「第三十条の二十三第五項」を「第三十条の二十一第四項」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同表に次のように加える。

第三十条の二十二		第三十条の二十二	
第三十条の二十六第一	第三十条の二十六第一	備える市町村の市町村長	備える市町村の市町村長
第三十条の二十七第一 項第一号	第三十条の二十七第一 項第一号	市町村名（特別区にあつては、区名。次号において同じ。）及び	市名及び区名並びに
第三十条の二十七第一 項第二号	第三十条の二十七第一 項第二号	市町村名及び	市名及び区名並びに

第三十四条第一項中「第八条」の下に「第八条の二」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第一条の改正規定、第八条の次に一条を加える

第三十二条第二項の表第三十条の二十三第三項の項を削り、同表第三十条の二十三第五項の項中「第三十条の二十三第五項」を「第三十条の二十一第四項」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同表に次のように加える。

第三十条の二十二	
者に対し され て て	者に対し、その者が記録 されている住民基本台帳 を作成した区長を経由し て

長を経由して

第三十二条第二項の表第三十条の二十三第三項の項を削り、同表第三十条の二十三第五項の項中「第三十条の二十三第五項」を「第三十条の二十一第四項」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同表に次のように加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第一条、第十一条、第十二条第一項及び第二十

改正規定、第十一條、第十二條第一項及び第二十六條の改正規定、第二十七條の改正規定（同条第一号の改正規定（「（以下「転入届」という。）」に係る部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（「法第二十四条」を「の規定による届出（以下「転居届」という。）、転出届」に改め、「届出」の下に「（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）」を加える部分に限る。）を除く。）、第二十七条の二の改正規定（同条第一号の改正規定（「法第二十二条の規定による届出」を「転入届」に改める部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（「法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出」を「転居届、転出届及び世帯変更届」に改める部分に限る。）を除く。）、第二十七条の三の改正規定（同条第一号に係る部分（法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出に係る部分に限る。）及び同条第三号に係る部分に限る。）、第二十八条の改正規定（同条第一号の改正規定（転入届に係る部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（同条第一号に係る部分に限る。）を除く。）、第二十九条の見出しの改正規定、第三十条の二十一第五号の改正規定（「又は」を「第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき又は」に改める部分に限る。）、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十一条第一項の改正規定、同条第二項の表第二十条の四十四第六項の項の次に次のように加える改正規定（同表第三十条の五十の項に係る部分に限る。）、「第三十二条第一項の改正規定、同条第二項の表に次のように加える改正規定（同表第三十条の二十二の項に係る部分を除く。）並びに第三十三条の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の

六条の改正規定、第二十七条の改正規定（同条第一号の改正規定）
「（以下「転入届」という。）」に係る部分に限る。）及び同条第
二号の改正規定（「法第二十四条」を「の規定による届出（以下
「転居届」という。）」、「転出届」に改め、「届出」の下に「（次条
第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。
）」を加える部分に限る。）を除く。）、第二十七条の二の改正規
定（同条第一号の改正規定（「法第二十二条の規定による届出」を「
転入届」に改める部分に限る。）及び同条第一号の改正規定（「法
第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出」を
「転居届、転出届及び世帯変更届」に改める部分に限る。）を除く
。）、第二十七条の三の改正規定（同条第一号に係る部分（法第三
十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出に係る部
分に限る。）及び同条第三号に係る部分に限る。）、第二十八条の改
正規定（同条第一号の改正規定（転入届に係る部分に限る。）及び
同条第二号の改正規定を除く。）、第二十九条の見出しの改正規定
、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十一条第一項の改
正規定、同条第二項の表第三十条の四十四第六項の項の次に次のよ
うに加える改正規定（同表第三十条の五十の項に係る部分に限る。
）並びに第三十二条第一項の改正規定並びに附則第八条から第十条
までの規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に
基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一
部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管
法等改正法」という。）の施行の日

一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

二 第十二条第二項第三号、第十五条の三第二項及び第三十条の改正規定並びに附則第二条から第七条まで及び附則第十一条の規定公布布の日

三 次条及び附則第七条の二の規定 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四号）の施行の日

（改正法附則第三条第一項の政令で定める日）

第一条の二 改正法附則第三条第一項の政令で定める日は、平成二十九年五月七日とする。

（略）

（新設）

（仮住民票の磁気ディスクによる調製）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、改正法附則第三条第一項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を磁気ディスク（これに進ずる方法により一定の事項を確實に記録していくことができる物を含む。）をもって調製することができる。この場合においては、この政令による改正後の住民基本台帳法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定を準用する。

（仮住民票の記載事項）

第三条 市町村長が改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成する場合には、改正法による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第三十条の四十五の表中「入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合は、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号」とあるのは「入管法第二条の二第一項に規定する在留資格、同条第三項に規定する在留期間及びその

二 第十二条第二項第三号、第十五条の三第二項及び第三十条の改正規定並びに次条から附則第七条まで及び附則第十一条の規定公布の日

満了の日並びに外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項第一号に規定する登録番号」と、「入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号」とあるのは「外国人登録法第四条第一項第一号に規定する登録番号」とする。

（仮住民票の消除）

第四条 市町村長は、改正法附則第三条第一項の政令で定める日（以下「基準日」という。）後附則第一条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）の前日までの間に、仮住民票の作成の対象とされた者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、その仮住民票を消除しなければならない。

（略）

（仮住民票の記載）

第四条 市町村長は、改正法附則第三条第一項に規定する政令で定める日（以下「基準日」という。）後附則第一条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）の前日までの間に、仮住民票の作成の対象とされた者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、その仮住民票を消除しなければならない。

（仮住民票の記載の修正）

第五条 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、仮住民票に記載されている事項に変更があつたときは、その仮住民票の記載の修正をしなければならない。

（仮住民票の記載事項に係る調査）

第六条 市町村長は、仮住民票の記載、消除又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは、仮住民票に記載される事項について調査をすることができる。

2 前項の場合においては、新法第三十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

（仮住民票に記載されている事項の安全確保）

第七条 市町村長は、仮住民票に関する事務の処理に当たつては、仮住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及び損の防止その他の仮住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から仮住民票に関する事務の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(改正法附則第九条の政令で定める日)

第七条の二 改正法附則第九条の政令で定める日は、平成二十五年七月

七日とする。

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例に関する経過措置)

第八条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書をいう。）は、在留カードとみなして、新令第三十条の三十の規定を適用する。

(外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置)

第九条 市町村長は、改正法附則第九条の政令で定める日の翌日（以下「適用日」という。）に、現に住民基本台帳に記録されている外国人住民（新法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）（適用日前に新法第二十四条の規定による届出（以下この項において「転出届」という。）をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者を除く。）に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条において「住民票コード」という。）のうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コー

(新設)

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例に関する経過措置)

第八条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書をいう。）は、在留カードとみなして、新令第三十条の二十七の規定を適用する。

(外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置)

第九条 市町村長は、改正法附則第九条に規定する政令で定める日の翌日（以下「適用日」という。）に、現に住民基本台帳に記録されている外国人住民（新法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）（適用日前に新法第二十四条の規定による届出（以下この項において「転出届」という。）をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者を除く。）に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条において「住民票コード」という。）のうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住

ドを選択して記載するものとする。

2・3 (略)

民票コードを選択して記載するものとする。

2 市町村長は、新たにその市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の住民基本台帳に記録されるべき外国人住民につき住民票の記載をする場合において、その者が適用日前に他の市町村の住民基本台帳に記録されていた者であつて適用日以後当該住民票の記載をする時までの間にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されいなかつたもの又は前項に規定する適用日前に転出届をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者であるときは、その者に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 前二項の場合においては、新法第三十条の二第三項の規定を準用する。

（住所を変更した外国人住民に係る市町村長の通知に関する規定の適用の特例）

第十条 外国人住民については、適用日の前日までは、新令第十三条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（指定都市の特例）

第十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第七条まで及び第九条の規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

（児童手当法施行令の一部改正）

第十二条 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一
部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号及び第十七条第一項第二号中「第一十四条の

四第六号」を「第二十四条の三第六号」に改める。

(新設)

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第十三条 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項第八号中「第三十条の二十八」を「第三十条の三十二」に改める。